



第2次安城市雨水マスタープラン
- みんなに知ってほしい安城市の雨水対策 -

2021年度(令和3年度) — 2030年度(令和12年度)

(概要版)



RAIN WATER MASTER PLAN

安城市

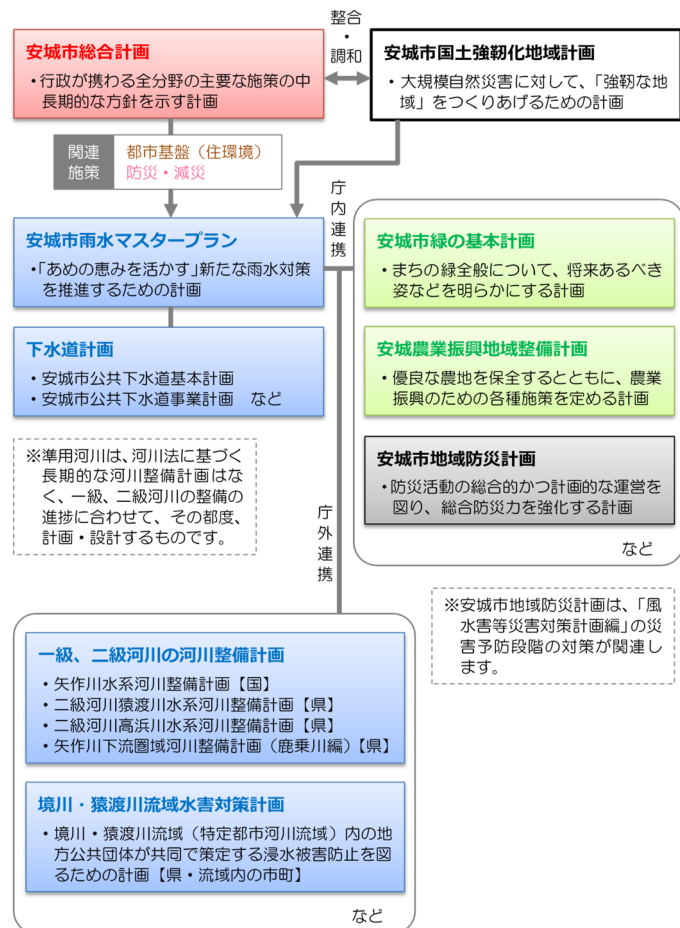
2021年(令和3年)3月

第1章 はじめに

1-1 安城市雨水マスタープランとは

「安城市雨水マスタープラン」とは、平成20年8月末豪雨による被害を契機として、より水害に強いまちづくりの実現に向けて、市民、事業者及び行政が協働して取り組むべき雨水対策の方向性を示したものであり、平成23年3月に10年間の計画を策定して以降、今日まで様々な施策に取り組んできました。

なお、雨水マスタープランは、総合計画（自治体経営の最上位計画）及び国土強靱化地域計画に基づく個別計画の一つであり、市が定める他の個別計画（緑の基本計画、農業振興地域整備計画、地域防災計画など）や国・県が定める河川整備計画などと連携しながら進める計画です。



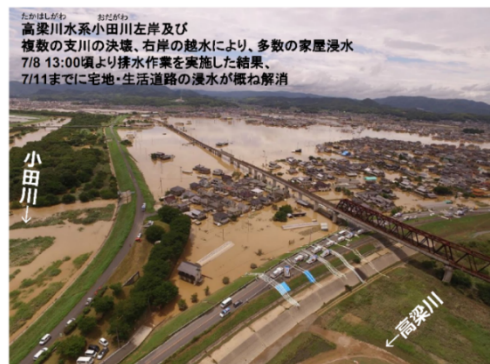
安城市雨水マスタープランの位置づけ

1-2 相次ぐ豪雨災害による雨水対策事業の進展

平成23年3月に安城市雨水マスタープラン策定後も全国各地で豪雨災害が相次ぐ中、平成27年頃から水害に対する考え方や雨水対策事業の方向性が大きく変わり始め、年々進展しています。

主なトピックス

- ① 想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域の公表
- ② 水防災意識社会再構築ビジョンの実現に向けた取組
- ③ 流域治水プロジェクトの始動
- ④ 新たな内水浸水対策に関するガイドライン類の策定
- ⑤ グリーンインフラの推進



西日本豪雨の被害状況
(国土交通省公表資料)

第2章 安城市における雨水対策の課題

2-1 これまでの取組状況から見えてきた課題

主な課題

- 一級、二級河川の継続的な整備
- 抜本的な整備に着手できない準用河川の浚渫の強化（既存ストックの活用）
- 下水道に位置づけられている調整池の継続的な整備
- 市民・事業者による雨水流出抑制施設の設置促進
- 新たな緑化（グリーンインフラ）による雨水流出抑制の促進
- あらゆる農業関係者と協働した水田貯留の更なる推進
- 想定し得る最大規模の浸水想定区域を踏まえた「みずから守るプログラム」などによる“学び備える”取組の拡大

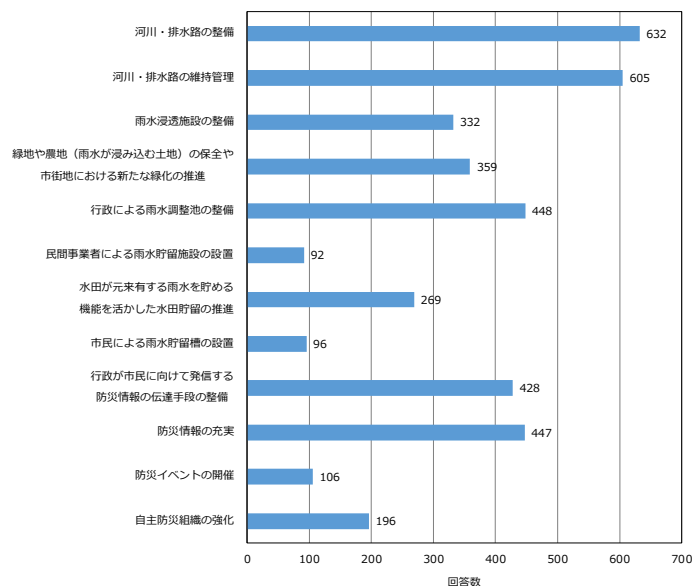
「雨水浸透施設の整備」及び「雨水貯留施設の整備」の達成状況

施策	指標	主体	令和2年度末までの目標値	令和元年度末時点の達成状況	
				実績値	達成率
雨水浸透施設の整備	雨水流出抑制量	行政	400m ³	1,428m ³	357%
		市民	70m ³	1m ³	1%
		事業者	960m ³	655m ³	68%
雨水貯留施設の整備	雨水流出抑制量	行政	43,040m ³	54,032m ³	126%
		市民	380m ³	226m ³	59%
		事業者	43,840m ³	22,958m ³	52%
	水田貯留実施面積		60ha	10ha	17%

2-2 市民アンケートから見えてきた課題

主な課題

- 洪水ハザードマップの“周知”と“活用の促進”
- 防災情報の“更なる充実”と“活用の促進”
- 雨水貯留浸透施設設置補助制度の“PRの強化”と“手続きの改善”
- 市民のニーズを踏まえた総合的な雨水対策の推進

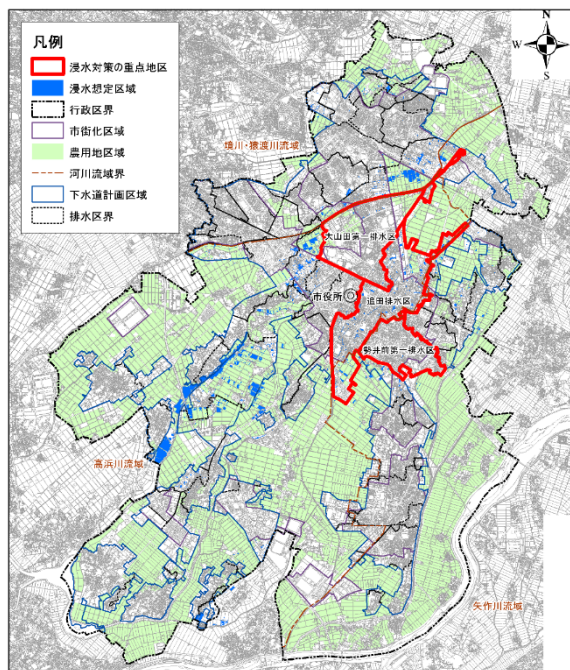
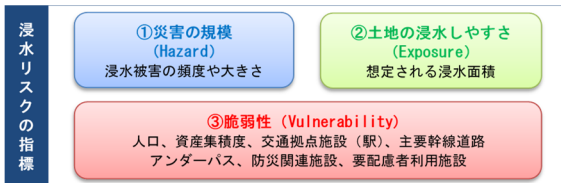
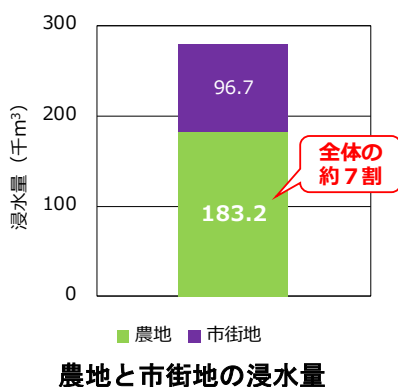


市民が今後も推進すべきと考える施策

2-3 浸水リスクの検証から見えてきた課題

主な課題

- 多大な保水機能を有する農地の保全による浸水リスクの抑制
- 浸水リスクの高い「追田排水区」、「勢井前第一排水区」、「大山田第一排水区」における重点的な浸水対策の実施



浸水対策を重点的に実施すべき地区

2-4 まとめ

～ 安城市における雨水対策の課題 ～

- ① 一級、二級河川の継続的な整備
- ② 抜本的な整備に着手できない準用河川の浚渫の強化（既存ストックの活用）
- ③ 下水道計画に位置づけられる調整池の継続的な整備
- ④ 市民・事業者による雨水流出抑制施設の設置促進
- ⑤ 多大な保水機能を有する農地の保全と水田貯留の更なる推進
- ⑥ 新たな緑化（グリーンインフラ）による雨水流出抑制の促進
- ⑦ “学び備える” 施策の強化
- ⑧ 浸水リスクの高い「追田排水区」、「勢井前第一排水区」、「大山田第一排水区」における重点的な浸水対策の実施

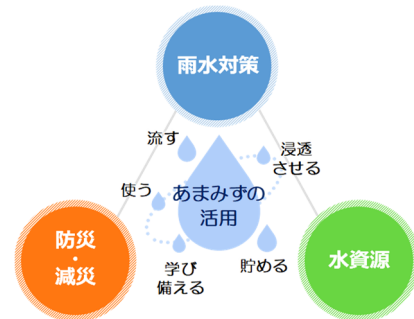
第3章 これから目指す雨水対策の方向性

3-1 理念

あめの恵みを活かす安城。この理念は、あめを速やかに“流す”治水対策だけでなく、あめを水資源として捉え、雨水を“浸透させる”ことで地下水の涵養や河川流量の維持（湧水対策）に活かす、雨水を“貯める”ことで貯めた雨水を散水や防災用水として“使う”ことを推進するために掲げられたものであり、第2次安城市雨水マスタープランでも継承していきます。

3-2 基本方針

「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える“水防災意識社会再構築ビジョン”の実現に向けて、第2次安城市雨水マスタープランでは、“防災”だけでなく、“減災”の視点も取り入れ、「市民、事業者及び行政が協働して、あまみずを水資源として捉え、さらに防災・減災の視点を取り入れた雨水対策を推進する。」ことを基本方針とします。

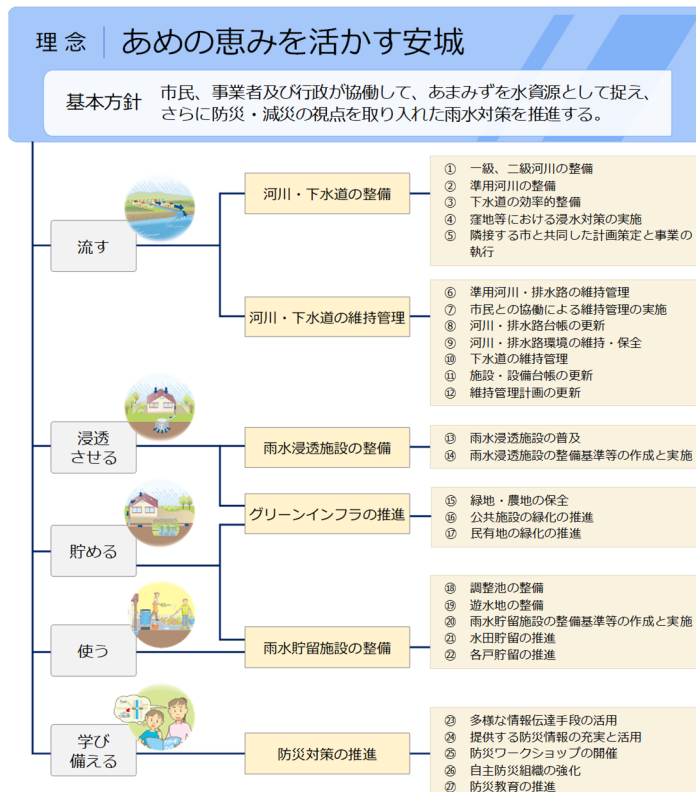


基本方針のイメージ

3-3 新たな施策体系

＜施策体系の主な改善点＞

- ・ 浸み込む土地（緑地・農地）の保全に加え、安城市緑の基本計画と連携して新たな緑化の推進を図り、“貯める”、“浸透させる”施策を更に加速させるため、施策項目を「グリーンインフラの推進」に改めます。
- ・ “学び備える”施策を強化するため、「防災教育の推進」を追加します。また、これまでは防災情報やその伝達手段の充実に取り組んできましたが、今後は充実されたツールを市民に活用してもらうための施策に発展させます。



第2次安城市雨水マスタープランの施策体系

3-4 段階的な雨水対策の目標

- ①平成20年8月末豪雨と同等の豪雨に対し、今後5年間で家屋の床上浸水を解消し、今後10年間で床下浸水を解消する。
- ②水防法に準拠した「想定し得る最大規模」の降雨により大規模水害が発生しても死者を出さない（逃げ遅れゼロ）。

第2次安城市雨水マスタープランの段階的な雨水対策の目標①（ハード対策）

主体		雨水対策の内容	雨水流出抑制量 (m ³)	
			令和7年度まで	令和12年度まで
行政	河川事業者	河川整備計画に基づき、計画降雨に対する河川の整備を行う。	—	—
	下水道事業者	下水道計画に基づき、計画降雨に対する雨水管渠や調整池の整備を行う。	1,500	7,900
	その他	公共施設において雨水貯留浸透施設の整備やグリーンインフラの推進を行う。	15,400	67,500
事業者	民間施設において雨水貯留浸透施設の整備やグリーンインフラの推進を行う。			
市民		私有地において雨水貯留浸透施設の整備やグリーンインフラの推進を行う。		

第2次安城市雨水マスタープランの段階的な雨水対策の目標②（ソフト対策）

主体		雨水対策の内容	手作りハザードマップ作成地区数	
			令和7年度まで	令和12年度まで
行政 / 市民		想定し得る最大規模の浸水想定区域（浸水深50cm以上）において、手作りハザードマップの作成を行う。	40地区	63地区

3-5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、「誰一人取り残さない」というコンセプトを分野別の目標としてまとめた「持続可能な開発目標」です。

第2次安城市雨水マスタープランの施策項目とSDGsの関係

第2次安城市雨水マスタープランの 施策項目	SDGs				
	6 安全な水とトイレを世界中に	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナースhipで目標を達成しよう
河川・下水道の維持管理（施策⑦）					○
河川・下水道の維持管理（施策⑨）	○	○	○		
雨水浸透施設の整備（施策⑬・⑭）	○	○	○		○
グリーンインフラの推進（施策⑮・⑰）		○	○	○	○
グリーンインフラの推進（施策⑯）		○	○	○	
雨水貯留施設の整備（施策⑱・⑲）		○			
雨水貯留施設の整備（施策⑳・㉑）		○			○
雨水貯留施設の整備（施策㉒）	○	○	○		○
防災対策の推進（施策㉓～㉗）		○	○	○	○

第4章 施策の取組内容

4-1 河川・下水道の整備

「河川・下水道の整備」に係る取組内容

施策	主体	取組内容
① 一級、二級河川の整備	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国が管理する一級河川矢作川の整備の推進 ○ 県が管理する一級、二級河川の整備の推進
② 準用河川の整備	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 準用河川志茂川・長配川の整備に向けた準備
③ 下水道の効率的整備	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地区画整理事業における雨水管渠の面的な整備 ○ 浸水リスクの高い地区における重点的な下水道の整備
④ 窪地等における浸水対策の実施	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮前ポンプ場の施設管理の徹底 ○ その他の窪地等における浸水対策の検討
⑤ 隣接する市と共同した計画策定と事業の執行	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣接する市との共同で行う雨水対策事業の模索

4-2 河川・下水道の維持管理

「河川・下水道の維持管理」に係る取組内容

施策	主体	取組内容
⑥ 準用河川・排水路の維持管理	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 準用河川や主な排水路の草刈り ○ 準用河川や主な排水樋管の点検 ○ 準用河川などの速やかな維持修繕（河川浚渫事業の推進）
⑦ 市民との協働による維持管理の実施	行政 市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民による河川などの草刈りや清掃作業の実施 ○ 市民や町内会からの要望に基づく排水路の維持修繕
⑧ 河川・排水路台帳の更新	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種台帳の更新
⑨ 河川・排水路環境の維持・保全	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川・排水路の水質改善
⑩ 下水道の維持管理	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調整池やポンプ施設の点検
⑪ 施設・設備台帳の更新	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種台帳の更新
⑫ 維持管理計画の更新	行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調整池等ポンプ施設長寿命化計画の更新

4-3 雨水浸透施設の整備

「雨水浸透施設の整備」に係る取組内容

施策	主体	取組内容
⑬ 雨水浸透施設の普及	行政 市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助制度の改正 ○ 雨水浸透の意義や補助制度のPR
⑭ 雨水浸透施設の整備基準等の作成と実施	行政 市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の更なる推進 ○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の指導

4-4 グリーンインフラの推進

「グリーンインフラの推進」に係る取組内容

施策	主体	取組内容
⑮ 緑地・農地の保全	行政 市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑地・農地の保全に資する各種制度の運用 ○ 農地が有する多面的機能のPR
⑯ 公共施設の緑化の推進	行政	○ 公共施設における緑地の拡大
⑰ 民有地の緑化の推進	行政 市民 事業者	○ 民有地における緑地の拡大

4-5 雨水貯留施設の整備

「雨水貯留施設の整備」に係る取組内容

施策	主体	取組内容
⑱ 調整池の整備	行政	○ 下水道計画に位置づけられている調整池の整備
⑲ 遊水地の整備	行政	○ 鹿乗川遊水地（上池）の整備
⑳ 雨水貯留施設の整備基準等の作成と実施	行政 市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の更なる推進 ○ 市内全域における雨水流出抑制施設設置の指導
㉑ 水田貯留の推進	行政 市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水路流量調整方式と排水マス流量調整方式の併用による水田貯留の推進 ○ 土地改良事業と連携した水田貯留施設の整備 ○ 水田貯留の効果検証 ○ 水田貯留事業のPR
㉒ 各戸貯留の推進	行政 市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助制度の改正 ○ 雨水貯留や雨水利用の意義や補助制度のPR

4-6 防災対策の推進

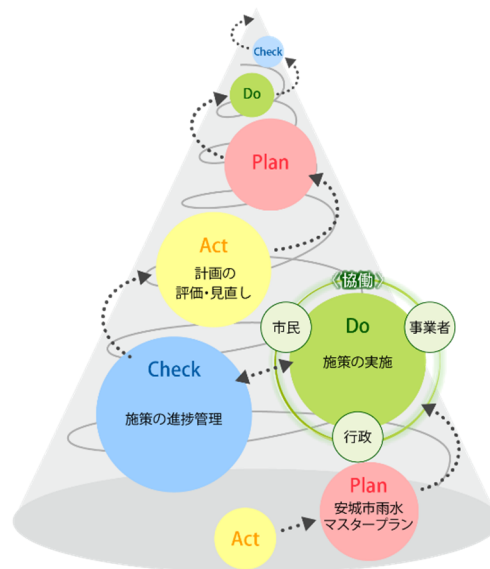
「防災対策の推進」に係る取組内容

施策	主体	取組内容
⑳ 多様な情報伝達手段の活用	行政 市民	○ 多様な情報伝達手段の周知と活用促進
㉑ 提供する防災情報の充実と活用	行政 市民	○ 「安城市河川水位観測システム」の改良 ○ 国が公開している「川の防災情報」の周知と活用促進 ○ 「安城市水害ハザードマップ」の周知と活用促進
㉒ 防災ワークショップの開催	行政 市民	○ みずから守るプログラムを活用した「手作りハザードマップ」の作成 ○ まちかど講座の開催 ○ 新たなプログラムの企画
㉓ 自主防災組織の強化	行政 市民	○ 地区防災計画の策定支援 ○ より実践的な訓練の実施
㉔ 防災教育の推進	行政 市民	○ 小・中学校での水害に対する防災教育の推進

第5章 計画の運用

＜基本方針＞

- 毎年、施策の実施と進捗管理を行い、ホームページなどで公表していきます。
- 5年後（令和7年度）に「安城市雨水マスタープラン策定審議会（以下「審議会」という。）」を再度設置し、その中で施策の進捗状況を踏まえた計画の中間評価を行い、必要に応じて改善策を検討します。
- 10年後（令和12年度）にも審議会を再度設置し、計画の最終評価と見直し（改訂）を行います。



計画の運用イメージ



RAIN WATER MASTER PLAN

発行：安城市

編集：建設部 土木課

〒446-8501 安城市桜町18番23号

TEL:0566-71-2239 FAX:0566-77-0010

E-mail: doboku@city.anjo.lg.jp